

# 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の改正案に対する意見募集の実施結果について

平成23年10月18日  
環境省水・大気環境局  
土壤環境課農薬環境管理室

## 1. 意見募集の概要

### (1) 意見募集の周知方法

- ・関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）及び環境省ホームページに掲載
- ・記者発表

### (2) 意見募集期間

平成23年7月15日（金）～平成23年8月15日（月）

### (3) 意見提出方法

郵送、ファクシミリ又は電子メール

### (4) 意見提出先

環境省水・大気環境局土壤環境課農薬環境管理室

## 2. 意見募集の実施結果

(1) 意見提出件数 : 1通（1件）

(2) 提出された御意見と御意見に対する考え方 : 別紙の通り

(別紙)

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>藻類生長阻害試験の半数影響濃度 (ErC<sub>50</sub>) を算出する際、原則として試験開始から72時間までのデータが使用されているが、一部の農薬については、72時間より長い期間(96h又は120h)のデータが使用されているものがある。この場合、ErC<sub>50</sub>はどのように算出しているのか。</p> <p>また、資料には、「0-120hの実測濃度に基づく」と記述されている農薬がある一方、単に「実測濃度に基づく」とのみ記載されているものもあるが、後者について、もし72時間より長い期間のデータを72時間のデータに換算しているのであれば、その旨明記すべき。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>藻類生長阻害試験のErC<sub>50</sub>は、被験物質の濃度が異なる試験区で、原則として試験開始から72時間試験を実施し、それぞれの試験区において藻類の生長阻害率を求めた上で算出しています。</p> <p>この際、試験区の被験物質の濃度は、通常は設定濃度の値を用いますが、実測濃度が設定濃度より大きく乖離している場合は、試験開始時と終了時の実測濃度の平均値を用いることとしています。</p> <p>他方、藻類生長阻害試験の中には、72時間を超えて試験が実施されているものもあります。このような試験で、被験物質の濃度として実測濃度を用いる場合は、72時間より長い期間のデータを72時間のデータに換算するのではなく、</p> <p>試験開始から72時間経過した時点の実測濃度が測定されている場合は、試験開始時と72時間時点の実測濃度の平均値、</p> <p>72時間時点の実測濃度が測定されていない場合は、当該試験の試験開始時と終了時の実測濃度の平均値、</p> <p>を基にErC<sub>50</sub>を算出しています。</p> <p>なお、ご指摘の「0-120hの実測濃度に基づく」との記述(パブリックコメント資料「(参考2)水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定に関する資料」20ページ、表5:フィプロニルの藻類生長阻害試験結果)については、他の農薬の表記に合わせ、別添のとおり修正します。</p>

